

平成28年（ネ）第2453号 離婚等請求控訴事件

控訴人

被控訴人

準備書面

平成28年9月8日

東京高等裁判所第7民事部 御中

被控訴人訴訟代理人

弁護士 喜田村 洋一

同 上 野 晃

上記当事者間の頭書事件について、被控訴人は、次の通り主張する。

- 1 平成28年7月29日付上申書でお伝えした通り、被控訴人代理人らは、控訴人代理人に対して未成年者との面会交流に関する要望書を送っている。内容は、同月22日付面会交流要望書（乙62）に記載のとおりであり、夏休みを利用して未成年者を被控訴人宅に一週間宿泊させてほしいと要望するものである。これは、本件の同月14日の期日において、裁判官が、「せっかくの夏休みなのに、父娘の交流ができないなんて、もったいない。面会交流調停なんて迂遠なことをしないで、代理人間で何とかできないものか。」と提案されたことを受けて、被控訴人から控訴人代理人を通して要望したものである。

これに対して、同月31日付で、控訴人代理人から回答書と題する書面が届いた。内容は、乙第63号証のとおりである。父と娘が会うために、まず渡辺久子なる医師と被控訴人が面談せよとのことであった。

この点について、以下、二点、主張する。

- 2 第一点目は、控訴人側の誠実性の欠如についてである。上記の7月14日の期

日において、裁判官から未成年者との面会交流の提案があった際、被控訴人は、悩みつつもその場で受ける方向の意思を表明した。その上で、どのような面会交流が相応しいのか、付き添いが必要であれば誰が相応しいかなど、相当の時間を割いて具体的な検討をした。最後には、裁判官からその検討結果の内容の確認もなされた。このとき、控訴人代理人からは何らの異論も出されなかった。

以上の経緯より、被控訴人代理人からの面会交流の申し出に対する控訴人代理人の回答は、当然、宿泊付面会交流の具体的日時や方法について書かれた内容となるものと想定された。

こうした経緯の後に出された控訴人代理人からの上記回答書を受け取った被控訴人は、その内容に一層啞然とした。なぜ、親権者である被控訴人が実の娘である未成年者に会うのに、上記検討過程において一度も名が挙がっていなかった渡辺久子なる部外者にお伺いを立てなければならないのだろうか。

更に、被控訴人側から、かかる態度は裁判官の提案を蔑ろにするもので問題であると指摘された控訴人代理人らは、開き直ったかのように、裁判官による控訴人側の面会交流審判申立取下の提案すら拒絶する文書まで送り付けてきている（乙64）。裁判官からの提案をここまで徹底的に黙殺する控訴人側の行動は、もはや被控訴人の理解を超えている。

同年7月26日の控訴人の上申書では、原判決の手續に「致命的瑕疵」があると主張しているが、その内容は、原審において被控訴人の本人尋問が行われなかったことである。しかし、そもそも控訴人自身が、原審において、被控訴人の本人尋問を請求していなかったのであるから、控訴人の主張は、自らが尋問を請求をしなかった被控訴人の本人尋問を原審裁判所が職権で採用しなかったことが「致命的瑕疵」とするものに他ならない。自らを省みることもしないまま裁判所を非難するものという以外にない。

上記の乙第64号証の文書は、原審裁判所に対して向けられた、上記のような裁判所軽視の態度が、当審裁判所に対しても向けられていることを示すものである。

控訴人代理人らは、平成28年5月30日付回答書（乙65）において、被控訴人側の質問に回答しない理由として「法廷においてきちんと手続きを踏んで審理を

つくして戴くことが重要であると考えています」などと述べているが、当審裁判所の審理ないしリーダーシップに協力するのかと思えば、そのようなことは全くないのである。

控訴人らは、自らが正しいと考える「親権者を控訴人とする」との判決に障碍となると思われる提案は、その提案がたとえ裁判所からのものであっても平気で無視するような者たちであることが、今回の件でより一層明らかになったのである。

3 これは、未成年者の学校への調査官調査についての控訴人側の態度と構図は一緒である。

控訴人側が、原審において庄司裁判官からの再三の調査要請を拒絶しておきながら、控訴審において平然と学校調査を求めてきた点について、被控訴人は答弁書において裁判所を愚弄する行為と批判したが、控訴人側はそのような態度を改める様子はない。

自分たちにとって邪魔であると判断すれば、裁判所の提案に徹底的に反対し調査官調査を潰す一方、有利と判断をすれば「積極的姿勢に転換を図った」などと悪びれもせず主張し、裁判所に対し調査官調査をするよう圧力をかける。このような控訴人側の傲慢で身勝手な態度に、被控訴人側はもちろんのこと、裁判所も、そして誰よりも、未成年者の人生が4年以上にわたって振り回されてきているのである。

4 控訴人側の行動に一貫しているのは、この誠実性の欠如であり、裁判所の言うことにも、被控訴人の言うことにも耳を傾けようとしない。

この態度が欠落しているため、被控訴人がいくら誠意をもって対応・提案をしても、控訴人側との間には何らの信頼関係が築き上げられることは期待できず、建設的な議論がなされることもない。

また、控訴人らは、「せっかくの夏休みなものだから、娘を父親に会わせてあげなければ可哀想」という通常の人間の有する感情が完全に欠落しているため、裁判所からの提案を受けても、話がまったく進まない。

被控訴人が親権者を被控訴人とする詳細な共同養育計画を作成し、裁判所に提出

したのは、まさにこの問題を克服するためである。控訴人側に信義則という観念は全くない。他人の立場に立って考える能力も欠如している。このような信頼関係を構築することが極めて困難な者を相手にしつつ、未成年者が安定して両方の親から愛情を受ける環境を作るためには、拘束力のある詳細な規定の盛り込まれた文書が不可欠である。それがない限り、控訴人らと共同で未成年者を監護することは不可能である。控訴人が親権者・監護権者である限り、上記の回答書のように、全く意味不明の文書を一方的に送りつけ、面会交流の約束など反故にすることは必至である。

実際にも、控訴人側の理不尽な対応により、未成年者の小学校3年生の夏休みは、父親である被控訴人と会うことなく過ぎてしまったのである。

以上から明らかなように、裁判所の提案を平然と無視しておきながら、その裁判所に対して自らの要求を認めさせようと一方的な主張を繰り返す控訴人らと審理を続けることは時間の浪費でしかない。

このことは、未成年者が父親である被控訴人からの愛情を実感することのできる日々が潰されていくことを意味する。控訴人らが裁判官からの提案を真摯に受け止めて対応し、未成年者がこの夏休みにたった一週間でも父親と一緒に過ごせていたら、未成年者にとってどれほど幸せな思い出ができたであろうか。本来実現するはずであったこの面会交流に少しでも思いを馳せれば、控訴人側がどれほど残酷なことをし続けているのかが良く分かる。このような状況を一刻も早く打開し、未成年者と被控訴人との平穏な生活を取り戻すためにも、早急に結審して頂くことを改めて強く要望する。

同時に、未成年者の被控訴人への引き渡しまでの間、未成年者と父親である被控訴人との親子関係を修復するため、最低でも隔週での宿泊付きの面会交流が実現されなければならない。同年8月29日付で被控訴人代理人から控訴人代理人に対し、被控訴人と未成年者の1泊2日の面会交流を被控訴人の居住地にて実施するよう要請しているところであるが(乙66)、この点につき、裁判所からも控訴人側に対し、厳しく指導していただくようお願いする。

5 第二点目は、控訴人ないしその代理人らの人権意識の欠如についてである。前回期日における控訴人代理人らの態度及び今回の回答書の内容を見る限り、彼らは、未成年者と親権者との面会交流の条件を自ら決定できる権限を有していると錯覚しているようである。

親権者である被控訴人が自分の娘である未成年者と会うことについて、控訴人代理人が、部外者である渡辺久子との面談を条件とすることの法的根拠はどこにあるのであろうか。仮に、控訴人も親権者であり、その控訴人の代理であると主張するのであったとしても、親権者である被控訴人の親権を侵害することが許されるはずはないのである。

さらに、渡辺久子という被控訴人がまったく知らない医師が他人の親子の間に割って入る権限はどこにあるのであろうか。そもそも、親権者である被控訴人は、控訴人代理人や渡辺久子や小倉清なる者に自らの娘である未成年者に対する「面談」や「診断」を許可したことは一度もない。未成年者を控訴人の所有物の如くに考えている控訴人や控訴人代理人らにとって理解困難かもしれないが、忘れてはならないのは、被控訴人は「未成年者の親」であるという事実である。控訴人代理人や渡辺久子らは、被控訴人の親権を侵害しているという自覚が全く欠如している。

同年7月14日の期日でもそうであったが、他人の子どもを、その実の親を前にして「この子は、8歳にもかかわらず、年齢以上に意思能力を有しており云々」と得意げに語る控訴人代理人の姿はグロテスクとしかいいようのないものであった。自分が被控訴人と同じ立場になったらと少しでも想像できる能力を有していれば、決してあのような態度をとることなどできなかつたはずである。自分の子どもがある日突然連れ去られ、全く会えないまま、その数年後にどこの誰だかも知らない人間が「あなたは何年も会っていないから知らないでしょうが」といった態度で自分の子どもについて得意満面に語られたら、自分はどれだけ傷つくだろうか、と考えることが彼らにはできない。人として最も大切な「共感」というものが彼らには欠けている。だから、他人の人権を、笑みを浮かべながら平気で蹂躪できるのである。

しかも、控訴人代理人や渡辺久子の行っている「病的な片親疎外」は、答弁書において説明したとおり、児童虐待の防止等に関する法律2条に規定する児童虐待で

ある。同法4条6項の規定を挙げるまでもなく、親権者である被控訴人は未成年者の健全な育成に第一義的責任を有している。その親権者としての責任から、被控訴人は、今後、未成年者に対し「病的な片親疎外」を行っている控訴人代理人ら及び渡辺久子ら医師らの未成年者への接触は一切認めない。

すなわち、父親である被控訴人の言葉で直截に言うところ「二度と娘に近づくな」ということである。

同年7月14日及び8月24日の期日でも再三にわたって被控訴人から控訴人側に求めてきたことではあるが、「娘を訴訟に巻き込まないでほしい」との被控訴人の切実な願いは、まったく顧みられることなく踏みにじられている。彼らには、弁護士としてあるまじき人権侵害を、被控訴人のみならず未成年者に対しても行っているとの認識が完全に欠落している。

これ以上、控訴人代理人らが自らのゲームの道具として未成年者を利用しないよう、裁判所からも控訴人代理人らに対しては厳しく指導して頂きたい。

なお、控訴人代理人らは、被控訴人をどうしても渡辺久子と面談させたいようである。例によって、それが実現すれば原判決を覆す足掛かりができるとでも夢想しているのであろう。もし面談をどうしてもご希望ということであれば、未成年者の口を利用して面談に誘い込もうなどという卑怯なことをしなくとも、被控訴人は面談に応じる。ただし、未成年者を巻き込む形は許さない。公開の場で、多くの方々が見守る中で、被控訴人と渡辺久子、さらには児童心理に関する専門家である精神科医や臨床心理士を交えて「面談」させていただければと思っている。

以上